

イーストとくしま観光推進機構
魅力再発見！フード&クラフトツーリズム造成事業
仕様書

1 業務名

魅力再発見！フード&クラフトツーリズム造成事業

2 目的

徳島県東部圏域15市町村(徳島市・鳴門市・小松島市・阿波市・吉野川市・勝浦町・上勝町・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町・佐那河内村「以下、域内という」)における観光需要の回復と特産品販売促進に繋げるため、特に地域内の「食」と「技」に注目し、地域ならではの「食」を通して人とのふれあいや食文化を楽しみ、職人の「技」を通して地域のストーリーや伝統文化の継承の大切さを体感してもらう。

体験とともにお薦めの商品を購入できる、徳島ならではの観光コンテンツとして整備し、旅行代理店による販売に繋げていくための着地型商品の造成を行うとともに、OTA掲載に繋げることで、事業者の販売機会を拡大していくことを目的とする。

3 委託料上限額

4,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 委託期間

業務締結の日から令和4年3月23日まで

5 業務の内容

受託者は、本業務の目的及び東部圏域内の魅力を理解し、地域住民にとって当たり前のものであっても、旅行者にとっては興味深い、価値のある「食」、「技」を提供する事業者を発掘するとともに、事業者との連携により、着地型旅行商品として整備するため、現地での体感を通して、特産品を購入できる新たな観光コンテンツの造成と販売促進に係る以下の業務を行うものとする。

また、次年度以降、段階的な回復が想定される訪日外国人向けの販売も見据えたものとする。

(1) 着地型旅行商品としての体験コンテンツ造成

1) 「食」、「技」のコンテンツホルダーリストの作成

域内の、観光関連事業者、農林水産関連事業者、文化系事業者(職人等)、食関連事業者等をリサーチし、「食」、「技」に関するコンテンツホルダーリストを作成。

(30社程度)

2) 着地型旅行商品の造成に向けたコンテンツホルダーの絞り込み

上記リストを元に機構と相談の上、候補事業者にヒアリングを行い、コンテンツとして構築することができる事業者であるか絞り込みを実施。

3) コンテンツのデモストレーションの実施

絞り込みを行った事業者の提供するコンテンツのデモストレーションを通して、改善点の洗い出しと、商品化に向けたブラッシュアップを行い、コンテンツシートを作成。

4) 「食」、「技」コンテンツの商品化

コンテンツシートの優先順位に基づき、「食」、「技」併せて15～20程度を着地型旅行商品として造成。

(2) 旅行会社・ランドオペレーター向け素材集の制作

1) 原稿制作と写真撮影

※写真は、視覚的に興味や話題を喚起する画像にすること。また、素材集の統一感を確保するため、同じカメラマンによる撮影とすること。

素材集：日本語版1,000部

(3) 造成した着地型旅行商品のOTA掲載

1) 造成した着地型旅行商品をOTAに掲載すること。掲載するOTAは機構と協議の上、決定することとし、事前に事業者に対してOTAのシステムについて説明し、理解を得ること。

掲載数：造成した着地型旅行商品15～20

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

すべての業務において、日本政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に則り、「三つの密」を回避し、新しい生活用式に対応した対策を講じること。

6 記事制作（取材、撮影）に関わる留意事項

- ・取材先との交渉等は原則受託者が行う。（取材先によっては機構が行う場合もある。）
- ・機構ホームページ及びSNS等に掲載することについて取材先に了承を得ること。

7 著作権等について

- ・納品された成果物、委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、すべて機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は当該権利を受託者に確認の上、非独占的使用できるものとする。
- ・本業務で収集したデータは機構が保有するものとする。

8 成果品

下記について、素材集のほか、電子データで次の業務成果品を提出すること。

- ① コンテンツシート
- ② 「食」、「技」着地型旅行商品造成用素材集データ一式
※納品形式については協議の上決定する。
- ③ その他、本業務に付随する必要な記事・バナー・写真データ。
- ④ その他、機構と受託者との協議の上、委託期間内に本業務で生じた資料のうち機構が指示する資料一式。

9 事業実績報告

事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、機構に次の報告書を提出すること。

- ① 事業実績報告書 1部
- ② その他関係資料及び電子データ 1式

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託事業終了後に提出される事業実績報告書に基づき、機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、精算払いをするものとする。

11 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

12 その他事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で、関係法令を遵守すること。